



最高裁秘書第542号

平成30年2月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第81号

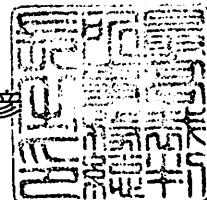
(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 (直通)



平成 30 年 2 月 8 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成 30 年 2 月 8 日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらいたい旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

新任の司法研修所弁護教官に交付している、司法研修所弁護教官の職務内容に関する説明文書（最新版）（裁判所 HP に掲載されている文書は除く。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成 29 年 12 月 12 日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

新たに委嘱された司法研修所弁護教官に対しては、同教官の職務内容について必要に応じて他の弁護教官等から説明を行っており、司法研修所として説明

文書を作成・交付する必要がないことから、本件開示申出内容に係る文書を作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。